

障害者福祉サービス事業者様対象 食材費高騰対策支援事業交付金のご案内

食材費が高騰するなか、食事を提供する施設が従来通りの栄養バランスや量を保ったまま食事の提供を行えるよう、事業所内調理等により継続して食事の提供を行っている事業所、また、就労継続支援として食品を製造、販売を実施している就労継続支援 B 型事業所または生活介護事業所事業所への支援を行います。

対象事業所

令和 7 年 4 月 1 日時点で以下のいずれかの事業を実施し、交付申請日以降も継続して実施する事業所

- ① 福祉サービス事業所のうち事業所内調理等により食事の提供を行っている事業所
- ② 就労継続支援として食品を製造、販売を実施している就労継続支援 B 型事業所または生活介護事業所

補助額

①【入所施設】

16,243 円に令和 7 年 4 月 1 日時点の定員数を乗じた額

【共同生活援助（グループホーム）】

8,760 円に令和 7 年 4 月 1 日時点の定員数を乗じた額

【短期入所】

8,760 円に令和 7 年 4 月 1 日時点の定員数を乗じた額

【生活介護、就労継続支援等】

3,828 円に令和 7 年 3 月食事提供体制加算実人数の実績を乗じた額

- ② 令和 6 年度の食品販売に要した材料費（包装資材含む）に 6.2%を乗じた額

注意事項

- ① 事業所内調理等により食事を提供した場合が対象です。
宅配弁当等の提供等は対象外です。
- ② 価格改定をされている場合(令和6年4月1日から令和7年3月31日にまでにかけて)
サービス種別ごとの基準単価を ☐ 超える ☐ 対象外
☐ 超えない ☐ 算出した額に2分の1を乗じた額

サービス種別	基準単価（単位：円）
施設入所支援	89
共同生活援助	60
短期入所	60
生活介護	29
就労継続支援	29

※価格改定差額が基準単価を超える場合は、当該サービス事業分については交付対象外です。

添付書類

【入所・GH・短期入所】

- ①令和6年4月1日時点および令和7年3月31日時点の運営規程または重要事項説明書の写し
(食費の金額が記載された書類)

【生活介護・就労継続支援等】

- ①令和6年4月1日時点および令和7年3月31日時点の運営規程または重要事項説明書の写し
(食費の金額が記載された書類)
- ②令和7年3月の食事提供体制加算数が確認できる書類
【就労継続支援として食品を製造、販売している就労継続支援B型または生活介護事業所】
 - ・令和6年度の食品販売に要した材料費(包装資材含む)がわかる書類

提出期日等

【提出期日】

令和7年9月1日から令和7年10月31日まで

【提出先】

〒524-8585 守山市吉身二丁目5番22号 守山市役所 障害福祉課 (郵送可)

持参の場合は、開庁時間が午前9時から午後4時45分となっておりますので、ご注意ください。

【問い合わせ先】

電話：077-582-1168 FAX：077-581-0203

Mail：shogaifukushi@city.moriyama.lg.jp